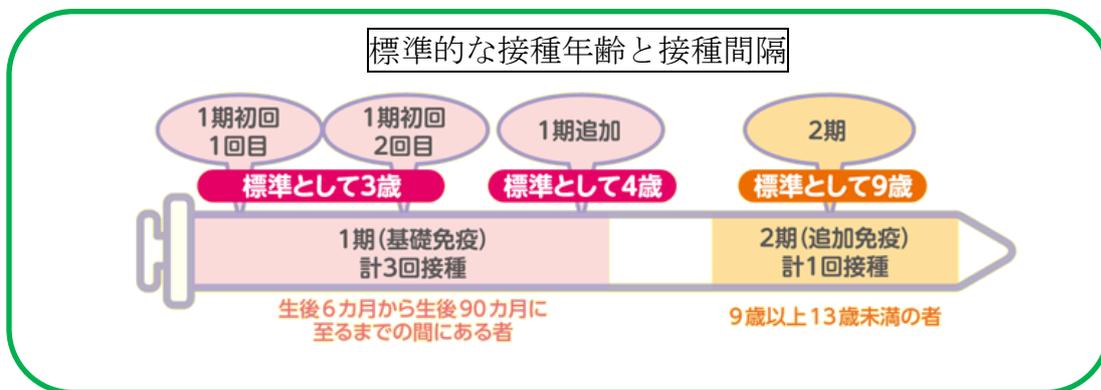


日本脳炎ワクチンの特例措置対象者について

- ◆日本脳炎の予防接種は、通常は3歳で2回、4歳で1回、9歳で1回の合計4回受けます。
- ◆北海道ではこれまで定期の予防接種を行っていなかったことから、これ以外の年齢の方にも接種が勧奨されます。



- 注意**
- ◆特例措置対象者 **20歳をすぎたら、接種料金は、全額自己負担となります!**
平成31年度13歳になる者～20歳未満の方（平成11年度生～平成18年度生）

- ▶日本脳炎の予防接種を全く受けていなかった方
 - ◎1期初回接種⇒6日以上の間隔をあけて2回接種（標準的な接種間隔は6～28日）
 - ◎1期追加接種⇒初回の2回目終了後、6ヶ月以上の間隔をあけて1回接種（標準的な接種間隔おおむね1年）
 - ◎2期接種⇒1回接種
 - ※2期接種（4回目）は、1期接種の終了後、6日以上の間隔を置けば接種可能ですが、通常、1期を接種後、おおむね5年の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。
- ▶日本脳炎の予防接種を受け始めている方
 - ◎6日以上の間隔をあけて不足分（最大4回のうちすでに接種した分を除いた回数）を接種
 - ※具体的な接種方法については、医師にご相談ください。
- ▶接種時には受診券が必要です。下記（保健医療係）で受診券を発行します。

詳しくは下記まで、ご連絡ください

古平町役場 保健福祉課 保健医療係（元気プラザ）
TEL 42-2182（内線12・13）